

平成30年度 第1回神奈川県たばこ対策推進検討会 会議結果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	平成30年度第1回神奈川県たばこ対策推進検討会		
開催日時	平成30年7月27日（金曜日）14時00分から16時20分まで		
開催場所	横浜情報文化センター 7階 大会議室		
出席者 （役職名）	（◎：座長、○副座長） 望月 友美子（公益社団法人日本対がん協会 参事・国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターたばこ政策支援部 客員研究員） 曾根 智史（国立保健医療科学院 次長） ◎玉巻 弘光（東海大学 名誉教授） 山本 佳世子（電気通信大学大学院 准教授） ○笹生 正人（公益社団法人神奈川県医師会 理事） 稲垣 良一（一般社団法人神奈川県商工会議所連合会 専務理事） 飯島 文男（神奈川県中小企業団体中央会 副会長） 下田 学（神奈川県都市衛生行政協議会：三浦市保健福祉部長） 川本 博孝（神奈川県町村保健衛生連絡協議会：松田町子育て健康課長） 山崎 弘子（神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 会長） 高原 ななゑ（相模原市健康づくり普及員連絡会広報部部長）		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	健康医療局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ 間ヶ部 電話番号 045-210-5025 ファックス番号 045-210-8857		
下欄に掲載するもの	議事録全文	議事概要とした理由	—

【内容】

1 開会

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから「平成30年度第1回神奈川県たばこ対策推進検討会」を始めさせていただきます。

私は、健康医療局保健医療部健康増進課副課長の津島と申します。

今回は、検討会の委員改選後初めての開催となりますので、座長選出までの間、私が進行を務めさせていただきます。

開催に先立ちまして本来であれば、健康医療局医務監兼保健医療部長の中澤よりご挨拶を申し上げるべきところですが、本日、所用により欠席しております。部長に代わりまして、健康増進課長の加藤よりご挨拶申し上げます。

（健康増進課長）

皆様こんにちは。ただいまご紹介のありました健康増進課長の加藤でございます。よろしく願います。

本日は、ご多忙のところ、ご出席くださいまして、ありがとうございます。

昨年度皆様に委員任期をお願いいたしまして、本日は、新たな委員の方も含め、最初の検討会となるわけですが、前期から引き続き委員をお務めいただく方、また、今回、新たに委員にご就任いただいた方、共々、よろしく願いいたします。

私でございますが、実はこの検討会に以前も係わっておりまして、条例をつくった時に担当として携わらせていただいております。7年ぶりに復帰いたしました。

さて、たばこに関する最近の動向としましては、先日ご案内のとおり、健康増進法が改正されまして、また、東京都も、受動喫煙防止条例が成立いたしました。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、大きな動きが起きているところでございます。

こうした動きを受けまして、本県としましては、必要な見直し検討を進めていく必要があると思っております。

また、図らずも、来年の平成31年度は、3年に一度見直しをしておりますが、条例の見直しの検討を行うというタイミングにもなっております。

このような節目を迎えまして、当検討会におかれましては、たばこ対策の全般について、皆様の専門的な知識でございますとか、把握されている現状などのご意見を賜りながら、様々な角度から、たばこ対策に関するご意見を賜ることができればと思っております。限られた時間ではございますが、どうぞ、よろしく願いいたします。

最後に、たばこ対策と直接関係はないのですが、一昨年、7月26日に県立の障害者支援施設であります津久井やまゆり園で、大変痛ましい事件が発生いたしました。

県では、このような事件が二度と繰り返されないよう、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定いたしまして、憲章の理念の普及活動に全力で取り組んでいるところでございます。

事件を風化させず、「ともに生きる社会」について多くの人にお考えていただくため、事件が発生した7月26日を含む、7月23日から29日までの今週一週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と定めまして、ポスターや動画などによる集中的な広報をしております。

皆様方におかれましては、憲章の趣旨、理念についてご理解いただきまして、今後とも、ともに生きる社会の実現に向けた取組みについてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶は以上でございます。

(事務局)

本日、事務局として、健康増進課職員が出席させていただいております。氏名等につきましては、席次表でご確認いただければと思います。

次に、傍聴者について、ご報告させていただきます。

本検討会は、「附属機関の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき傍聴を認めており、詳細については、お手元の「傍聴要領」で定めております。

本日は、一般傍聴者5名、報道関係者5名の方の傍聴をいただいております。

なお、本日の検討会については、報道関係5社から頭撮り記録の申し出がございました。

「傍聴要領」により、撮影・録音については原則禁止ですが、事前に座長の許可を得た場合はその限りでないとなっております。

今回は、まだ座長が選出されておられませんので、後ほど、選出された座長にご判断いただきたくよろしくお願い申し上げます。

また、本検討会の議事の内容につきましては、議事録を作成し、発言者のお名前とともに神奈川県ホームページで公開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、つづきまして、お手元にお配りしている資料のご確認をお願いいたします。

次第と、検討会の委員名簿、傍聴要領のほか、資料が1から4と参考資料として条例

の本文と前回平成28年度の見直し検討結果の概要について配布させていただいております。そのほかパンフレットなどについて卓上に置かせていただいております。こちらは確認を省略させていただきます。

過不足ありましたら申し出お願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

2 各委員あいさつ

(事務局)

続きまして、次第2でございますが、本日は、委員改選後、最初の検討会になりますので、各委員の皆様から一言ごあいさつをいただきたく存じます。

それでは、玉巻委員から順にお願いいたします。

(玉巻委員)

お久しぶりにご挨拶する方と、はじめましてとご挨拶する方が入り混じっておりますが、条例の策定時から関与させていただいております。もう今は、東海大学を定年退職いたしまして名誉教授という肩書になりましたが、法律事務所に若干かかわっております玉巻と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

(笹生委員)

神奈川県医師会からやってまいりました笹生と申します。5年目になります。引続きまたよろしくをお願いいたします。

(曾根委員)

厚生労働省の国立保健医療科学院で次長をしております曾根と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。もともと研究者で、病気の予防であったり、健康増進に関する研究をしております。国の方の健康日本21の専門委員会の方にも出席させていただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

(飯島委員)

どうもお世話になります。神奈川県中小企業団体中央会副会長と商業委員会の方を担当させていただいております飯島と申します。引続きよろしくをお願いいたします。

(高原委員)

みなさんこんにちは。私は、平成22年からこの検討会に関わっております。相模原市健康づくり普及員連絡会から選出されている高原と申します。私たちの会は、子どもに向けた受動喫煙防止の活動を推進しております。平成28年度には、日本公衆衛生学会から「衛生教育奨励章」を受賞するなど活発に活動しております。この検討会の情報も貴重ですので、今日も活発な意見交換ができればと思っております。よろしくをお願いいたします。

(山崎委員)

はじめまして、神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会からまいりました山崎と申します。初めての参加ですので皆様に教えていただきながら、いろいろ勉強させていただきたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(川本委員)

皆さんこんにちは。松田町子育て健康課の川本と申します。所属としましては、神奈川県町村保健衛生連絡協議会からの代表というかたちで出席させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

(稲垣委員)

神奈川県商工会議所連合会の稲垣でございます。商工会議所と申すと、地域の中小企業、小規模企業の連合体になっているわけですが、今人手不足でございます。

各企業も健康経営に結構力を入れておられて、地域経済の振興という観点からみましても、観光というのが非常に大事な観点になっておられて、外国人の観光客も今年2860万人に、17年度から増えたといったことで、2020年のオリンピックの年には4000万人になると言われております。そんな観点からもたばこ対策を進める必要があると思っております。そんな観点から参画できればいいなと考えております。よろしくお願いいたします。

(山本委員)

電気通信大学の山本と申します。ここから2本くらい乗り換えますとある調布市の大学です。普段は、情報関連の研究をしておりますが、社会という分野で皆様に選んでいただいて、玉巻委員や望月委員に次いで任期は長いのではないのかと思います。ここに来る前に、研究室の学生と話をしていたのですが、4年生なのですが、大体22～23歳位の彼らの世代ですと、かなり禁煙教育が行き届いているのです。彼らの世代は、たばこを吸う人はあまりいないのです。しかし、男性の割合が多い大学ですと、非常に年齢層の高い教職員の方が、やはり吸っておられる。なので、学内のキャンパスの中の喫煙所はなかなか廃止ができないということですので難しいところではあります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(望月委員)

日本対がん協会の望月と申します。先程、高原委員が言われたように、同じ頃、22年に条例ができたときの次の第2ラウンドからのメンバーで、神奈川県条例について見守ってまいりました。私自身は、ずっとたばこ対策一本で、公衆衛生の観点から、一番多くの方が亡くなって、しかもしっかりエビデンスが分かっている、さらにどうやればいいのかもソリューションはあるにもかかわらず、それを実現できないという問題です。しかし、どこの国も、どこの自治体も、本当に長い年月をかけて一定の到達点に来ていて、日本においては、神奈川県が先鞭をつけましたけれども、今やもう時代遅れの状況になっていて、それをいかにキャッチアップして、再び日本のリーダーにつなげられるように応援してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。皆様、よろしくお願いいたします。なお、本日は、下田（しもだ）委員がご欠席となっております。

下田（しもだ）委員は、都市衛生行政協議会の委員として今年度から委員をお願いしております。三浦市の保健福祉部長でございます。

3 座長の選出

(事務局)

続いて、次第3としまして、座長の選出をお願いしたいと思います。お配りしました検討会の設置要綱をご覧ください。第4条第2項に従いまして、委員の皆様の互選により座長を選出することとなっております。よろしくお願いいたします。

(高原委員)

よろしいでしょうか。座長の選出についてご提案させていただきます。私が選出したいのは、玉巻委員です。玉巻さんは、前期のところでも座長をされておられて、非常に的確に会をまとめていらして、しかも前向きな方向にまとめていらしていたことと、また、法律の専門家でもいらして、条例の見直しを来年に控えたこの会に向けては適切な方ではないかと思っておりますのでご提案させていただきます。

(事務局)

ありがとうございます。皆様玉巻委員のご推薦とのことですが、いかがでございますか。

(各委員)

—異議なしの声—

(事務局)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様の互選により、玉巻委員に検討会の座長をお願いすることになりました。

玉巻委員、どうぞよろしくお願いいたします。玉巻委員には、座長のお席にお移りいただきまして、一言ご挨拶いただければと思います。

(玉巻座長)

ご推薦いただきましたので、今期も引続き座長を務めさせていただきたいと思います。円滑な進行に努めますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。この先の進行は、玉巻座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(玉巻座長)

それでは、引き続きまして、副座長の選任をさせていただきます。私に何かあるときに替わってお願いすることになりますが、これは、要綱にありますとおり、座長の選任になりますが、私が指名権を持っているということで、指名された方はお断りにならないようお願いしたいのでありますが、前期も笹生委員にお願いしておりましたということで、今期も引き続き笹生委員にお願いできればと存じますのでよろしくお願いいたします。

(笹生委員)

—委員承諾—

(玉巻座長)

それでは、先程事務局からも報告がございましたとおり、報道関係から頭撮り記録についての申し出がございました。このことにつきまして、前期も、撮影については、頭撮りの映像を認める。音声に関しては、会議の時間を通じて録音を認める。こういう扱いをしておりましたので、本日におきまして、そのような扱いをしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

(各委員)

—異議なし—

(玉巻座長)

それではそのような扱いにしたいと思います。それでは、冒頭撮影いただいて、話が始まる前に終わりにしたいと存じます。

—報道関係5社による頭撮り—

4 報告、議題等

(玉巻座長)

よろしいでしょうか。それでは、本日の次第に基づきまして進めることとしたいと思います。

まず、最初に4(1)として、「県のたばこ対策の取組み状況について」ということで資料1に基づきまして、事務局よりご案内ください。

(事務局)

* 事務局から(1)県のたばこ対策の取組み状況について、資料1を説明。

(玉巻座長)

ありがとうございました。資料1に基づいての県当局の説明につきまして、皆様から、ご質問、ご意見などありましたら、どなたからでも自由にご発言ください。いかがでしょうか。山本委員どうぞ。

(山本委員)

お聞きしたいところがございまして、1ページ目の3たばこ対策の取組みについての(1)のAのかなかわ卒煙塾のことについて説明されておりましたが、年々ここに参加されている方が減少されているとのことで、少しネガティブな理由で説明されたようですが、ポジティブな意味はないのでしょうか。かなり卒煙された方がいるとか、喫煙される方の率が下がったとか。効果があったとか。そういうことは背景にはないのでしょうか。

(玉巻座長)

いかがでしょうか。

(事務局)

喫煙率につきましては、丁度3年前ぐらいから、平行をたどっているというか、実際に、喫煙率自体はあまり下がっていないという状況がございまして。ただ先程の説明にあった世界禁煙デーなどのキャンペーンでは、禁煙したいという声は、実際にチラシを配っておりますと非常にあるのですが、もう一歩踏み込めないというのが実際にはあるところですよ。

ただ、企業の中での取組みが進んできて、企業自体として、禁煙することによる経費の削減というのが狙えるというところもあり、禁煙のテーマということだけで、50名近い社員の参加者が集まっていたということもありますので、そういった面では、今後はそのような活動を活用して、このような事業を進めていけたらと考えているところがございます。たばこを止めるということに対しては、大分コアな人が残ってきているのかなという印象が個人的にはありまして、やはり別の観点、例えば、新聞報道などでもありましたが、たばこ代の値上げなど、別の方面からの動きがでてこない、喫煙率のドラスティックな下降というのは、難しいというのではないかと担当者から言うのもどうかと思いますが感じているところがございます。

(玉巻座長)

よろしいでしょうか。

(山本委員)

はい。むしろそういったことを聞かせていただいて良かったと思います。たぶん、やはりここまで残っている方というのは、コアな方ではないかと思えます。そういった方には、背中を強めに押すだけでなく、いろいろな方向から押さないといけないのだなということがよくわかりました。どうもありがとうございました。

(玉巻座長)

他にありますか。はい望月委員どうぞ。

(望月委員)

前の検討会などでも、たばこ対策は、県でいろいろやってくれることは聞かせていただいて、随分沢山のメニューがあると思うわけですが、すごく効率が悪くてこれは県のやることなのか、政策目標は一体どこに置いているのか、全然わかりませんでした。なので、今の卒煙塾にしても、数人、数十人そこに参加したからといって、県民の喫煙率を下げることは、とても考えられないことです。やはり、費用対効果というか、何をアウトプット、アウトカムとするのかを明確にされて、たばこ対策予算が無限にあるわけでもありませんので、きちんと仕分けをすべきではないでしょうか。本当に県民の健康を守るためには、どこをプッシュして、玉突き波及効果になるような、明確な事業設計にすべきだと思います。きちんと数値を出してモニターもされていると思うのですが、評価

が全然されないということと、個別にいうと政策目標がないので、いくらやっても段々中弛みになってくるし、忙しいばかりで、その辺をもっと仕分けして、本当に必要なことは、喫煙率を下げるということに尽きると思うのです。そして、条例なり、キャンペーンなりは、手段にしか過ぎないので、もう一度全部を組み立て直す必要があるのではないかなと思います。それから、県の役割と市町村の役割、それから民間の役割、様々なステークホルダーがあると思うので、本当に県がやらなければならないことは、どこなのかもう一度お考えになった方がいいと思います。本当に沢山のことをやられていて、ご担当の皆様は大変かと思うのですけれども、最終的に喫煙率ひとつとっても、国も同じなのですけれども、横ばいになっていると、何のためのことなのかなと思います。この機会に大胆に見直すことができるのであれば、是非それをお願いしたいなと思います。

(玉巻座長)

今のことについて何かございますか。

(健康増進課長)

望月委員ありがとうございます。ご指摘踏まえまして、見直せるものは見直して、きちんと効率があがるような、結果が出せるような取組みを考えていきたいと思います。どうもありがとうございました。

(望月委員)

民間は結構先行してどんどんやっているの、職域で喫煙率ゼロにするとか、受動喫煙をゼロにするとか、民間のそれぞれの経営者の視点で進められることを県は後押しするとか、先行事例を集めるという視点で、企業を盛り上げるだけでも随分加速度的に進むのではないかと思います。

(座長)

よろしいですか。それでは、はい、曾根委員どうぞ。

(曾根委員)

3 ページ目の事業者への対象施設の戸別訪問の件数ですが、これは、新規の件数ですか。

(事務局)

4,707件というのは、新規の訪問件数でございます。

(曾根委員)

それで、数は段々減ってきているのは、基本的には徹底されたと考えてよろしいのですかというのが一つ目の質問です。あとここ数年の大きな変化というのが、海外からのインバウンドの観光客の皆さんが沢山あって、その多くが恐らくレストランなど禁煙の国から来られた方なので、その辺りも、飲食店の側の反応とかそういったものに変化があるのかないかお聞かせいただければと思います。

(事務局)

まず、数の問題でございますけれども、条例制定当初につきましては、一つ一つの商店街に行けば、全てを効率的に回ることができたことがあります。ただし、私どもの周知も大分進めてまいりましたので、新規施設になりますと、だんだん疎らになって、訪問するにもどうしても効率が下ることになります。効率的に回るという点では、どうしても数が減っていくということがあります。やはり前回も、未対応施設に対する対応をとる中で、検討会でもお話がありましたが、再訪問の施設につきましては、行く効率が悪くなってきますので、そういったところでも数が減ってきているところがございます。

それから、インバウンドの観光客の方に対しましては、訪問で回っている中では、特に変わった意見というものは、私どもの方では聞いておりません。けれども、前回の検討会の中でも、そのようなご意見があった中で、多言語ステッカーを新たに作成して、配布等をさせていただいているところでございます。それから、お手元に「旅うらら」

という観光情報誌が配布させていただいておりますが、こちらの方は、一昨年から作成させていただいているところでございます。今回は、日本版のものを配布させていただいておりますが、これと同じもので、外国語版のもの、英語版のものがございまして、そちらの方にも掲載させていただいて、羽田空港とかインバウンドの方が利用するような施設に配布させていただいているところでございます。それから、26年度から、「るぶ」という観光情報誌の横浜版、鎌倉版、箱根版等にも掲載させていただいているところでございます。

(玉巻座長)

他にございますか。はい、高原委員どうぞ。

(高原委員)

先程も申しましたように、私達の会は、子ども達に向けた、受動喫煙防止のために独自の資料を作って、学校教育の中で展開しているわけなのですが、今の報告の中で、県の方でも保健師を派遣して、学校へ出向いて教育をしているとのことでしたが、講義で使われる資料を是非、拝見見せていただきたいと思います。これから、私達も新たな展開を進めていきたいと考えています。受動喫煙防止教育の資料を皆さんで共有できるような場があったらいいなと思いますので、ご紹介いただけるかどうか確認させてください。

(玉巻座長)

いかがでしょうか。

(事務局)

それにつきましては、紹介できるものは、是非紹介させていただきたいと考えておりますので、また、別途相談させていただければと思います。

(玉巻座長)

他にいかがでしょうか。はい、稲垣委員どうぞ。

(稲垣委員)

資料1の6ページの上の方の(ウ)がありまして、スモークフリー推進かながわ基金というのとスモークフリー・サポーターズ・クラブというのがあるのですが、基金については、どのくらいの基金規模で、どんな使い方をされているのかということ、サポーターズ・クラブというものの活動内容と規模についてお聞かせいただければと思います。

(事務局)

サポーターズ・クラブと基金につきましては、条例制定当時に、一般の方々のご協力、また、一般の団体からのご協力を得たいということで、組織したものでございます。基金につきましては、医師会等をはじめ、5団体の方々から基金をいただきまして、年間3万円程度をいただきまして、実際に県と協力して、普及啓発等で使わせていただいているところでございます。それから、サポーターズ・クラブにつきましては、こちらの方は私どもも普及はさせていただいているところでございますが、実際こちらの事業につきましては、年に一桁の数字の方が、500円等の寄付をいただいているというところで、あまり動いていないのが現状でございます。

(稲垣委員)

わかりました。

(玉巻座長)

他によろしいですか。はい、望月委員どうぞ。

(望月委員)

横浜ガイドマップや観光情報雑誌に条例のPRを載せているとのことでしたが、例えばこのページを見ると、いまいろいろなものについてQRコードを付けると、本当にお金もかからずに県庁のホームページに携帯でたどり着けます。ホームページには、

沢山の情報があっても、なかなかそこにたどり着けないことがありますので、是非、それをご検討されてはいかがでしょうかと思います。巨大なQRコードをポスターに貼っておいたりしますと、遠くからでもリンクに飛ぶことができますので、そこで県内の禁煙のお店を紹介するなり、あるいは民間の協力団体のリンクに飛ぶなど、それだけでも低予算キャンペーンになると思います。逆に、たばこを吸う喫煙所マップなどには飛ばないように、禁煙の方に飛ぶように、直接は難しいというのであれば、例えば、健康づくり財団とか、そういった関連の団体でお願いすればよいのかと思います。是非、すぐできることなので、よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。「るるぶ」の方には、QRコードを付けて飛ぶようにさせていただいておりますので、他のところで漏れているものには付けて参考にさせていただきたいと思います。

(玉巻座長)

他にいかがでしょうか。積極的にご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次第の4(2)国、都道府県等の動向について、事務局からご案内いただければと思います。私もその辺り、発言させていただくと、健康増進法の改正案が先週、国会で可決・成立したということ。或いは、その前に東京都において「受動喫煙防止条例」が制定された。さらにその前に、「子どもを受動喫煙から守る条例」というのが、議員提案で東京都において可決されたということ。世の中の大きな動きとしては、そういうものがあるかと思います。また、東京都を横に眺めて後に続こうとしているところが、ちらほら出てきているという状況もあります。その内容等につきましては、これから事務局からご案内いただけるかと思いますので、それ以上は控えさせていただきます。それではお願いいたします。

(事務局)

※ 事務局から、(2)国、都道府県等の動向について、資料2-1、2-2、2-3について説明。

(玉巻座長)

ありがとうございました。今の説明に、少し私からも法律家の端くれとして、若干、座長としてではなく、一委員としての意見を述べさせていただければと思います。神奈川県条例をそもそも立案した時には、禁煙条例というのが、仮称、仮の名前ですけども、条例の名称であったのですが、その時は、まさに喫煙を規制していくということが、立法目的であった。こういうかたちで条例の中身を作っていたわけです。ただ、様々な利害関係者の意見を尊重し、政治的判断もありという中で、禁煙を求めるのではなくて、望まない受動喫煙をなくすという、そういう立法目的での条例に制度趣旨を切り替えたということがあるわけです。そういう制度趣旨の切り替えがいいか、悪いかは、これまた多いに議論があるわけであることは申すまでもないことでありますが、現在でも、昨日、厚生労働省のウェブサイトを確認したのですけれども、厚生労働省自身でも、今日の資料2-2にもありますが、これは厚生労働省のサイトに上がっているものがありますが、冒頭に、「望まない受動喫煙の防止を図る」というのが立法目的であるというふうに明記しているわけですね。神奈川県条例も、まさにそれを立法目的としていることは、間違いないわけです。そうした時に、今後、この検討会で、仮に神奈川県条例で見直しをし、改正を議論するということになったときに、どういう視点が大事かということになるわけでございますが、私に言わせれば、東京都の成立した条例にせよ、今回の健康増進法の成立した条文にせよ、望まない受動喫煙を防止するという立法趣旨を逸脱した規制を新たに加えたというふうにししか評価するしかない。仮に、神奈川県条例

を足並み揃えて、更に一步進めるといふのであれば、受動喫煙防止条例ではなくて、実は禁煙条例ですよ、禁煙政策推進条例ですよというふうに立法目的を設定し、そのために、必要な政策を様々に織り込んでいくのであるというのには、これはまあ多に賛成できる余地があろうけれども、厚生労働省は一体何考えているのか、内閣法制局は、完全に骨抜きになって、まっとうな審査をできなかったのかわからないのですけれども、望まない受動喫煙をおよそ生じないところにまで規制をする。要するに立法目的、立法事実、目的達成手段、その整合性が全く取れてないとしたら法律家の眼から見ると、評価しようがない状態になっていて、これはでももう政治判断としてやってしまったといことですから、これはもうしょうがないということではあるのですが、もしも、仮に、この立法目的の下で、規制する必要がないにも関わらず、規制されたなんらかの市民が、この規制はおかしいというふうに裁判で争えば、勝てる余地は十分あるのではないかなというふうに法律家としては思うのです。ですから、そういう意味では、望まない受動喫煙の防止を図るためというこのお題目は、厚生労働省はやめるべきであったのではないかと、私は、個人的には思うわけです。例えば、WHOであっても、屋外喫煙の規制などは一切求めていないのです。確かに諸外国では、屋内喫煙の規制というのは、非常に厳しい。原則駄目ということになっているのは、間違いのない厳然とした事実なので、そういう意味では日本が、非常に遅れているというのも、覆いようのない事実です。ところが、いわゆる欧米先進国というところの大半においては、屋外喫煙は、全くフリーとなっているのです。つい先日も、ヨーロッパを10近くの街中を歩いてきたのですけれども、一見するときれいにみえても、路上には、たばこの吸い殻は捨て放題、それを見習えなどということは決して言うてはいけません。もちろんたばこの吸い殻は捨ててはいけませんけれども、例えば、レストランのウェイターであったり、お客であったり、シェフであったり、たばこを吸いたくなったら、店の外に出てきて吸っている。吸った後の吸い殻をポイと捨てて、店の中に戻るといふのがヨーロッパの実情であろう中で、日本はどうするのか、要するに、望まない受動喫煙がおきないところの規制は必要ないけれども、望まない受動喫煙がおきるところは徹底的に規制すべきだという発想が、どうも今の日本の議論では無視されているというかあえて目を閉じている、口をつぐんでいるようにしか思えないと思っております。ただそれは、私の単なる一個人としての見解に過ぎませんので、この委員会で議論するということではないのですが、今、資料2-3で、神奈川県条例と改正健康増進法と東京都条例を比較対象できますので、このあたりをよくご覧いただければと思います。ですから、仮に東京都と足並みを揃えたいといふのであれば、もう名称から、あと、第一条の立法目的から、神奈川県条例をいじっていかないとこれは筋の通ったものにならないであろうと、個人的には思うわけです。どちらがいいかは、これは皆さんのご意見、議会のご判断、県民のご意向というもので決まっていく話でしょうが、このように思う次第であります。話したいことは沢山あるのですが、座長の話はこれくらいでやめたいと思います。

皆様から、このことに関していろいろご意見あろうかと思いますが、よろしく願います。はい、望月委員どうぞ。

(望月委員)

座長が法律家としてのコメントをお話されたのですけれども、今ひとつよくわからないところをもう一度ご解説いただきたいと思っております。「望まない受動喫煙」が、起こりえないところまで健康増進法で規制しているとお話されたのですが、どこのことですか。(玉巻座長)

一例としては、屋外です。

(望月委員)

屋外は、規制対象といっても一部であるし。

(玉巻座長)

一部でもやっているの。

(望月委員)

それは、実際には喫煙所を設けられるわけですので、別にそれは、望まない受動喫煙が起こらないところまで規制していることにはならないし、屋外でも受動喫煙は発生しますので、玉巻座長の論理が私は全然フォローできなくて申し訳ございません。

(玉巻座長)

いささかたりとも、微量なものを吸入すれば、それが受動喫煙だということであれば、それは起きていると言えるのでしょけれど、法律家の発想としては、受忍限度があつて、受忍限度を超えない限りは、他人に吸わせてもそれは、法が規制すべき受動喫煙には当たらないということです。

(望月委員)

そうすると堂々巡りで、医学か法学かと。医学的には、エビデンスがあるし、人によっては、微量でも健康影響が発生しますから、一瞬の受動喫煙曝露で、数十年後に肺がんにはならないかもしれないけれども、実際にカリフォルニア州では、屋外の微量の受動喫煙に対して、最終的には、法律までももちろんいいはないのですけれども、医学的にはぎりぎり詰めている。立法化できるかどうかは、残される余地があるのですけれども、法律が先なのか、医学が先なのかということで、医学を守るための法律は手段だと思うのです。玉巻委員の座長としての権限があまりにも強すぎるので、その批判に対して、少し私はフォローできないなと思いました。

(玉巻座長)

ここは二人で意見を言いあう場ではないので。

(望月委員)

そもそも望まない受動喫煙というのに、「望まない」ということに私は非常に違和感を覚えます。基本的には望むとも望まないともかかわらず、そこに健康被害の原因があったら、それを取り除くということで、そこは法律家の先生の見解も同じことだと思うのです。

(玉巻座長)

そこが全然違うのです。

(望月委員)

望めばいいということですね。望む受動喫煙はいいと。それと受忍限度というのが、裏腹かもしれないのですけれども。

(玉巻座長)

私は、あるところに書いたのですけれども、運転手がヘビースモーカーで、乗客もヘビースモーカーに限られる法人ではない個人タクシーを法で規制する必要があるのですかというところというのが一番分かり易い例なのですが。要するにパターンリズムをどこまで認めるべきなのか、私事に関する自己決定権をどこまで法が規制していいのか、これが法律家の発想なのです。

(望月委員)

前提としては、リスクを承知しているかどうかであって、リスクを知らないことにより自己決定ができない場合もあります。また、依存のために自己決定ができない場合もあります。その辺は、いろいろな国々で議論を進めて、ある部分は法律で定めて、ある部分は教育で、ある部分はリスクも承知で放置しておくということになるのかもしれない。

(玉巻座長)

それはもうあらゆる生活において、あらゆる部分において同じだと思うのです。世の

中に健康に悪いものは沢山ある。ただし、そのことを承知で今の社会は成り立っているという部分が沢山ある。それをいささかなりとも影響があるからといって排除できるかという、今の社会では不可能です。例えば、合成着色料にしてもそうであるし、ガソリンにしてもそうであろうし、全部影響あるからといって排除するのか、そういう話の中で、今の社会、今の様々な利害関係者のために許容限度、受忍限度というものを設定しているのでしょうか。こういう話をすると、時間の枠を逸脱するのだけれども、放射性物質は、発がん性物質だから、一切世に存在してはならないというのと、たばこは発がん性があるから、一切世に存在してはならない。発がん性の話は、閾値がないので、ゼロでなければいけない。これをどうやって全部整合するように理解すればいいのか、法律家には全く理解できないそういう話なのですね。まあ、この程度でやめておきます。委員の皆様が積極的にご発言いただければと思います。

(玉巻座長)

その他ご意見ありますでしょうか。では山本委員どうぞ。

(山本委員)

資料2-3で気になったところが、加熱式たばこの扱いなのです。前回の条例の改正の際にもこの話はたぶん出たかと思うのですが、神奈川県と国と東京都で随分違っています。指定たばこという書き方もされている。加熱式たばこは書いていない。この辺がすごく気になったのです。なぜかという、ウェブ上でもこの話は、かなり流れているのです。若者などのウェブを見ると、加熱式たばこは、あれはたばこではないんだよという思い込みもあるのです。ウェブでもいろいろな情報が飛び交っているのですけれども、全てが真情報でなく、偽情報もあるのですと、誤解もあるのだという、そうことが判断できない方も残念ながらおられる。そういったところも含めて考えていくと、その辺りが私から見ると残念なところかなと思います。

(玉巻座長)

ありがとうございます。曾根委員も手を挙げられておられたのですが、加熱式たばこに関して、県当局としてなにかございますか。

(事務局)

加熱式たばこにつきましては、実際に国の規制の状況でありますと、今の私どもで言います分煙の施設で吸えるようにしましょうというところでは、県と同等並みの規制になっているというのが現状でございます。

ただ、指定たばこと書いてあるということでしたが、これは国の方では、新しいたばこがもし出てきたら、それに対応する意味合いも含めて、指定たばこという風に言っているということで、これは規制をうやむやにしようとしているとか、そういうものではないと思っています。ただ、私どもで実際にたばこ対策をやっておりますと、加熱式たばこ電子たばこという概念は、非常に一般の方々は、確かに混乱しているところはあって、電子たばこを一般の店舗などで売られていると、電子たばこ加熱式たばこを混同して、今言われたように、加熱式たばこはたばこでないといった考え方にいつてしまうこともあるのかと実際に感じているところです。私どもも、加熱式たばこ電子たばこの違いというのは、機会があるごとにご説明しているというところですが、ここは非常に勘違いといいますか、電子たばこは本来たばこではないのですが、たばこという名称が広がっているところが、混乱しているところなのかなと思います。

(玉巻座長)

山本委員よろしいでしょうか。

(山本委員)

何か微妙な感じがしますが。

(玉巻座長)

そのことに関して言えば、東京都は、有害性が確認できないからともかく規制するという法律家からするとわけのわからないことを言っているのですね。確認されない以上は規制できないというのが法律家の発想なのですけれども。

曾根委員いかがでしょうか。

(曾根委員)

私の立場から言うと加熱式について、有害性が確認されていないということは、無害ということとイコールではないという立場で、やはり予想される害の最大限、最悪の場合を予想して、医学・医療の立場では、考えておくべき話であるというスタンスです。

(玉巻座長)

他に皆様いかがでしょうか。飯島委員どうぞ。

(飯島委員)

神奈川県条例が、一番厳しくて、一番初めにできたわけです。国が、県の条例を参考にしてつくった結果的がこれなのだから、では、何をしようかと私が思うに、神奈川県はもっときつくすればいい。要するに、先生が言われたように禁煙条例にしてしまえばいい。受動喫煙というのは、われわれ素人ですからよくわからないのです。折角このようにやってきて、神奈川県が一番初めに全国に先駆けてつくっても、他のところは何もなかったのです。国が、オリンピックに向けつついたら、法律はこうなった。東京都もこうなった。では、神奈川県は、他のところが何もやっていなければ、一番厳しいけれども、検討会として何をしようかという、先生も言われていましたが、禁煙条例にすればいい。最初の趣旨に戻せばいいという考え方もあると思います。それは、たばこの売上とかいろいろあるでしょう。あと、たばこ一箱1,000円に働きかけるとか。もう、こういうところで我々が議論しても、たぶん追いつかない次元だと思うのです。本当に直すのだとしたら、1,000円にするとか2,000円にするとか。良い悪いは別ですが、そういう考え方の発想があってもいいのではないかと思います。先生が法律のプロとしてそう言われても、我々はよくわからないから、喫煙をやめさせるには、値段を高くするか、法律で決めるしかないような感じがします。子供たちは、悪いと知っているけれども、やはり興味本位で吸う。私は、今吸いませんけれども、以前は吸っていたので、その辺りの感覚がもっと大事なのかなと思います。神奈川県の規制をいくら厳しくしても、国の法律がこのようなものだったら、先生に聞きたいのですが、法律に基づかないでやらないということもできるのですか。国では法律は骨抜きにされたのですから、そこをどうしようかというのが今回の趣旨ではないかと私は思ったのです。先生が一所懸命やっても、我々が一所懸命やっても、こういうかたちにならないから、現行どうだこうだという感覚で考えていけば、私はそれだけだと思うのですが。

先生方にもいろいろお考えがあると思いますが、禁煙にするのであれば、たばこ1個1,000円にしたらどうかという考えもあってもしかるべきでしょう。1,000円だったら買うのかということは、たばこ吸っている方でないとわからないと思うのですけれども、そうするとやはり最初の検討会で検討した時には、禁煙にしたらどうかというのがあって、法律もできてしまったのだから、こちらは、もっときつくすればいいのだと思います。法律と条例があったら、法律の言うことをきけばいいのでしょうか違うのですか。

(玉巻座長)

事務局どうぞ。

(健康増進課長)

法律ができて、簡単にいうと、今、神奈川県条例より、法律の方が規制的には厳しいです。この比較表で、いろいろ文字が書いてあって分かりにくいのですけれども、一番端的に表れているのは、飲食店の規制なのですが、100㎡以下のところで、個人店もしくは中小企業をやっているところなのですが、先程の説明に付け加えさせていただきます。

ますが、既存店だけなのです。新規出店の場合は、面積にかかわらず、規制対象で禁煙にしなければならないのです。その点でも、法律の方が神奈川の条例より厳しいくらいです。ですので、神奈川の条例が緩いままでいくわけにはいかないのです。そうすると上位法である法律の方が優先されるというかたちになります。法律が施行されたら、法律の方が優先的に適用になるというかたちになると思います。

(飯島委員)

法律ができたのだから、それに則って条例より厳しいところは、法律が適用になるのですね。一回出してもらって、その後に神奈川県はどうするかだと思います。細かいところはわからないですけど、大きいところは先行するでしょう。小さいところは、お金がないからと言ってやらなくてもいいということにはならないでしょう。逆に言えば今、課長が言われたように、厚生労働省に県の条例を参考にもっていったら、その結果、普通は県の条例と同じものになると思っていたのに全然ならなかった。

(健康増進課長)

国も神奈川の条例をベースにしながら案を作ったとは思いますが、県と同等とするにつくる意味はないと思ったのではないのでしょうか。最初は国も30㎡という面積で区切って飲食店を規制しようと思っていました。相当厳しいということで反対を受けて100㎡ということに落ち着いたということもあるのですが、ただ既存店という、大きい条件が組み込まれていまして、これがかなり厳しい規制であると認識しております。飲食店は、きちんとした統計数値があるわけではないのですが、凡そ年間で2割程度が新規出店、廃業で入れ替わっていくというような数値もあるそうです。年間に2割程度減っていくとすると、何年かすると、10年も経たないで、ほぼみんな、禁煙になっていくのではないかと、国の方で議論があったときには、国会でそのような議論があったと聞いております。

(望月委員)

はい。

(玉巻座長)

望月委員どうぞ。

(望月委員)

玉巻座長にチャレンジする訳では全くないのですが、私から提出させていただいた資料が一番後ろにあります。この間の参議院で、厚生労働委員会というのがございまして、参考人質疑の4番目の参考人として、お話をさせていただいたことの全部です。日本対がん協会のホームページからもダウンロードできるようにしてあります。今の神奈川県の条例の成り立ちなのですけれども、確かに最初は禁煙条例という形から、最終的に受動喫煙防止条例という形になって、突如として100㎡が出てきたりして、成立過程を私も監視していたのですけれども、今、この間の国会でも松沢元知事自らが、100㎡は失敗だったと言われております。それで、私の資料の6ページ目ですが、今の健康増進法の改正案の問題点を5つに絞ったものです。特に、その前のところに望まない受動喫煙というのがあるのですが、100㎡問題は何かあったのか。なぜこれが突然でできたのか。これは、スペインのいわゆる禁煙法の時に、面積規定が適用されまして、それがフィリップモリスによって、知事の方に持ち込まれ提案されたということが、すでに本とか資料で明らかにされています。その後スペインでは、100㎡という面積規定を設けるといろんな問題が起こるということで、5年後の見直しの時に完全禁煙法に修正しています。そのプロセスのところで、神奈川県条例が議論され、制定されたということですが、はっきり失敗例ということで検証されているのです。何が失敗かということ、例外規定によって非喫煙者保護の広範囲による空洞化。大規模飲食店の負担による過当競争の激化。効果的な査察と処罰が実施されないと、遵法意識が欠如してしまうという。実際、神奈

川県で条例違反店を訪問していても一度も罰則規定が適用されていない。それから地域格差の増大。飲食業における従業員が喫煙空間で働かざるを得ないということになると、健康リスクが増大する。それから非喫煙者と喫煙者の間が、分煙により対立が継続するということがあります。国会の最後で言っても何も変わらないということは分かっていたのですけれども、面積規定の撤廃が望ましいということは述べました。今の神奈川はチャンスだと思うので、玉巻座長も嫌がるかもしれないし、県も嫌がるかもしれないのですけれども、やっぱりそこに挑戦すべきだと思います。政治的コストは大きいと思いますが、ただ、民意は必ずついてきますし、そこに踏み出すことがこれからの神奈川県の条例のあり方だと思います。今、健康の専門家ではないけれども代表としていらっしゃる飯島委員からも言われたように、また、玉巻座長が言われていたことも、そういうことだと思います。元々の条例の目的が歪んだ形になっていて、しかもたばこ産業の言いなりになってしまったことが明らかになった今、そこを撥ね退けて本当にすべての人達を守っていくというところを英断していただきたい。それに対しては、徹底的な議論をもう一度行っていただきたい。前の条例制定の際は、大変な騒ぎだったと思いますし、県庁は本当にフル稼働であったと思います。政策的、政治的なコストはその時とは時代が変わっていますので、そこに踏み込まなければ、この委員会の意義というのは何であるかわからなくなってしまいます。どこをここで見直しして、何を直していけばいいのかと思うので、あえて申し上げさせていただきました。国の法律を上回る、神奈川県がリードできるような国際水準に限りなく近づけられるのは、今しかないと思います。そうするといろいろなところでいい意味での波及効果があると思います。是非、検討いただければと思います。

(玉巻座長)

ありがとうございます。他にどなたか。曾根委員どうぞ。

(曾根委員)

比較表のところで、罰則の規定が、どの条例や法律にもあるのですけれども、確か、神奈川県は罰則適用をしたことがないとのことでしたが、国もかなり高額な罰則規定がありまして、法律でより適切にしていくという方法ももちろんですし、法律の適用をより厳格にやっていくということも方向性としてはあって、だから見直しはいいよというのではなくて、法に書いてあることはきちんと適用しないということは、法の精神にも反することだと思うので、そういうところも改めて見つめ直した方が良いかと思いました。

(玉巻座長)

ありがとうございました。他の委員の方いかがでしょうか。では稲垣委員どうぞ。

(稲垣委員)

資料の2-1に、平成30年以降の千葉市、大阪市、大阪府といった動向が書いてあるのですが、それ以前でも兵庫県などでも条例をつくっていると思うのですが、私が少し知りたいのは、神奈川県の今の条例と法律、そして東京都の条例の距離感を知りたいのです。つまり、相当東京都が先進的な条例をつくってられるのか、国の法律も結構いろいろあって変わったとは思いますが、全国の中で神奈川県の条例の位置が最後尾なのか、中段なのか、中段のやや後方なのか、この辺の距離感を大まかに教えていただければと思っているのですがいかがでしょうか。

(飯島委員)

最後列じゃないですか。でなかったら、国が制定しなければ、神奈川県しかなかったのですから、その時はトップランナーだったけれども、国に持っていったら骨抜きにされたから、これから、我々で何をしようかとこれから決めるのではないですか。私は解散するのかと思いましたけれど、先生が一所懸命頑張っているのですけれども、法

律と擦り合わせをして、一番厳しいものを神奈川県にのせるわけですから。そこからもっと厳しくすればいいのです。法律があるのだから。

検討会は答申するだけだから、なにも拘束力がないのです。だから、検討会でもっと厳しいことを言えばいいのです。我々が意見を言うのですから、一番厳しいのを行った方がいいのです。折角、法律と東京都ができたのだから、一番厳しいのを神奈川県に取り込んで、そこから皆でやりましょうと。名前も禁煙条例にしましょうという方が皆でやれるのではないですか。

(玉巻座長)

少し時間の加減もありますので、今の意見について一言だけ私から追加してコメントしますと県当局として、法律が成立したことによって、頭の痛い問題が何かというと、法律の施行主体、実施主体なのです。これは、保健所がやることになっているのですが、そうすると政令市は全部自前で保健所を持っているのです。政令市以外にも保健所を持っている市が神奈川県内にはあるのですけれども、神奈川県内の保健福祉事務所はどこかということ、基本的に相模川の西だけなのです。東のところにも若干ありますが。そうすると、健康増進法の実施主体に関して、神奈川県はほとんどコントロールが及ばないという状況になる。例えば、横浜市で飲食店営業をしていると、横浜市の保健所が指導に入る。神奈川県内の受動喫煙防止条例に関しては、横浜市の指導が入る。要するに二つの行政庁から、横浜市で営業している人が指導を受けるという立場になり、一体どちらの言うことを聞けばいいのか、そういう状況が起きる可能性がおおいにあるのです。県西に関しては、神奈川県が主体的にやれるけれども、相模川から東に関しては、県は権限がないからやりようがないのです。そうすると、実は法律と神奈川県条例というのは、ほとんど重なり合っている。重なり合っている部分というのは、実は、神奈川県条例というのは、存在意義がないのです。各市の保健所にやってもらえばいいわけですから、重なり合っていない部分は、若干残る。そうするとその部分は、神奈川県が、神奈川県全域についてやらなければならない。もしも、法律よりも厳しい東京都のようなかたちをやるとなると、その条例の厳しい部分は、神奈川県全域について、神奈川県が自前でやるしかないことになる。ところが、厳しくない法律の部分というのは、政令市、保健所設置市、それ以外は県がやるという二重行政になってしまうのです。そうすると私の単純な発想でいくと、今よりも一歩も二歩も進むのであれば、神奈川県条例の存在意義はないといえるので、飯島委員の言われるとおり、ここはもう解散だ、もうなしだという方が非常にすっきりするということがあるのです。条例を維持するというのであれば、法律よりももっと実効性のある規制を新たに考えていく。ところが、望まない受動喫煙を防止するというお題の基では、それは難しいのではないかと、そうすると禁煙を推進する条例だということに、お題目を書き換えて、ご本尊を別のものにして、制度設計し直さなければいけないのだろうと、こんなような話に法律家の発想としてはなるのです。そこで、健康増進課長から何かありますか。

(健康増進課長)

玉巻座長のお話のとおりでございまして、法律を執行するのが、保健所設置市、政令市になります。県が条例を強化するということになりまして、その強化した部分だけ県がやり、法律の部分については、それぞれ保健所設置市、政令市がやるかたちになって、二重行政のようなかたちになってしまいます。今、稲垣委員からご質問がありました、神奈川県内の条例の位置づけ、どんな距離感かということですが、法律や東京都条例ができるまでは、トップランナーでした。今は、法律も東京都条例もまだ施行されていないので、まだトップランナーではあるのですけれども、施行されれば、最後尾ということになってしまいます。端的に表れておりますのが、飲食店の規制です。神奈川県では、新規出店も100㎡以下ならば、規制が努力義務になってしまいます。あと、風営法

の施設、パチンコ店ですとかそういったところも、神奈川県は努力義務としていますが、法律の方は、規制対象としておりますので、パチンコ店も禁煙になるところでございます。この法律や東京都条例が施行されますと、一番後ろにいつてしまうというかたちになります。

(稲垣委員)

法律、東京、神奈川県の3つの中で比べてみるということでしょうか。

(健康増進課長)

そうです。兵庫県は神奈川県の条例とほぼ同じなので、同じ位置づけになろうかと思えます。

(稲垣委員)

それ以外の市町村とか都道府県ではどうですか。

(健康増進課長)

罰則付きで作ったところは、今のところないです。

(稲垣委員)

わかりました。非常にざっくりとした話で申し訳なかったですけどもありがとうございました。

(健康増進課長)

次の議題のところ、今後のスケジュールをご説明したいと思います。

(玉巻座長)

直接、今のところでご発言したいという方がいらっしゃったらご発言ください。はい、高原委員。

(高原委員)

私は、電子たばこのことについて伺いたいと思います。子供達に授業をするとよく質問されるのです。子供達はよく知っています。「うちのパパは、電子たばこをお家で吸っているけれども、あれは煙がでないいいんだよね。」と聞かれるのです。けれども、私たちは、即答できないのです。資料も揃えたものが県の方であればいただきたいのですが、その辺の知識というのはどこから得たらいいのかというのを知りたいということがあります。私たち独自ではなくて、共通の考え方をどう認識して伝えていったらいいのか、もし分かれば、教えていただければと思います。

(事務局)

加熱式のたばこにつきましては、今回の法律及び東京都の条例の中でも話がでてるように、具体的な健康の悪影響というもののエビデンスがまだないというのが国の見解で、これから研究していくところなんですというところなので、そういう意味合いでの資料というのは、ありますかと聞かれるとないですというのが実情です。ただ、私どもの調査ではないですが、たばこ会社でも、100%害がないということは、言ってはおりませんのでそういうかたちで説明していくしかないのかなというのが現状でございます。

(玉巻座長)

一言付け加えると、加熱式たばこというものと電子たばこというものは、先程、事務局で説明されたように違うのです。加熱式たばこというのは、たばこそのものであることは間違いありません。火をつけて燃やさないということだけです。電子たばこというのは、たばこ成分そのものに何かするというものではなくて、化学合成物質で、全く違うものです。

(高原委員)

加熱式たばことたばこはほとんど変わらないということですか。

(玉巻座長)

50歩、100歩という話です。

(高原委員)

では、受動喫煙を受けるという可能性はあるということですか。では、今言った電子たばこというのは、たばこの葉は入っていないけれども、ニコチンは入っているのですか。吐いた息の中には、ニコチンは含まれているのですから、呼気を吸った人が受動喫煙するという事にはならないのですか。その辺りの考え方がよくわからないのですが。

(玉巻座長)

はい、望月委員どうぞ。

(望月委員)

電子たばこは、日本ではニコチン入りのものは、実質的に流通していないことになっているのですが、個人輸入できるので、堂々と街の店舗で売っています。ニコチン入りかどうかということよりも、電子たばこのメカニズムとして今、玉巻委員が言われたように、葉たばこを何か加工して、燃やしたり、熱したりしているものではなくて、液体状のものを、加熱してペーパーとして気化させる。要は、エアロゾルに乗せて吸う。吸ったものは、呼気で吐いて出てきます。特に、電子たばこを利用する人達は、沢山の蒸気というかエアロゾルを吐くという行為によって、そういうものが呼気中から空気中に出て曝露されるということは確かにある。では、何に曝露されるか、有害物質がどれくらい入っているかということ、保健科学医療学院の櫻田先生たちのグループが、いろいろ化学物質として測っているのですね。その中には、電子タバコの宿命的に出てくるアセトアルデヒドとかホルムアルデヒド、これは、有害物質であり、発がん性があるものも出てくる。それからニコチンも混ざって出てくるものがあるし、非常に微量であるけれども様々な有害物質と同定されるものも出てくる。それによって、健康障害がどれくらいあるのかどうかということ、また議論にはなるのですけれども、海外の研究ですと、短期の曝露でも、血管の内皮細胞に障害ができるとか、呼吸器に影響がでるとかということとは出ています。もう一つの加熱式たばこは、たばこ葉が、原料にはなっているのですが、基本的には、たばこの一つの形態です。たばこ産業は、これから出てくるものの有害成分は90%以上カットとか、99%カットしていると言っているのですが、ただ言っているだけであって、本当にそれによって最終的な健康リスクが減っているかということについては、誰も証明できていないのです。

(高原委員)

各メーカーが出している内容は、メーカーが表明しているだけで検証は、まだできていないということですか。

(望月委員)

昔のライトとかマイルドとかいうのが、必ずしも健康影響が少ないわけではないというのと同様のことをたばこメーカーもパッケージにそう書いてありますが、一般の消費者としては、それでは、害が少ないのかなと思ってしまうのです。子ども達も誤解してしまうのです。それから、蒸気というと水蒸気と誤解するのです。水蒸気は無害ですね。その辺の言葉のトリックのようなところで、受け入れてしまうというところがあります。

(高原委員)

最初、言っていた液体というのは、何なのですか。

(望月委員)

液体というのは、プロピレングリコールとかエチレングリコールとかそういったアルコール系のものに、いろいろな化学物質を溶媒として溶かして行って、それを熱すると細かいエアロゾルが発生してくる。それも、たばこにも元々入っているものなので、それそのものは、有毒なものです。

(高原委員)

子ども達にはどういった説明すればいいのですか。

(望月委員)

それは、毒は毒っていうのではないですか。

(玉巻座長)

毒は毒なのですけれども、特殊にたばこしかでないのか、電子たばこからしかでないのか、それだけなのか問うことがあるかと思います。先程、望月委員が言われたホルムアルデヒドなどは、壁紙を貼った糊からいくらでもでてくるわけです。そういう意味で、巷にいろいろな発生源としてどこにでも存在する物質を濃度の違いがあるかたちで出しているということなのです。だから、紙巻たばこを吸ったことによってしか生じない物質があるかと言ったら、それは実はほとんどない。ひよっとするとないのかもしれない。いろいろなところで発生している。発生を防止した方がいいことは間違いないからいいのだけれども、例えばディーゼルエンジンから出るタールと、たばこから出るタールですと、タールは化学物質として同じなのです。タールは世の中に一切存在してはいけないと言ったら、ディーゼルエンジンは、存在し得ないという話になる。だから、許容限度枠という話になるということなのです。少し時間が非常に押しているのでこれくらいにさせていただきます。

(高原委員)

ありがとうございました。参考にさせていただきます。

(玉巻座長)

続いて、(3)「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

※ 事務局から、(3)「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」について、資料3、参考資料2を説明。

(玉巻座長)

ありがとうございました。今後どのように進めるかどうかにに関して、事務局から説明がありました。これに関して、皆様から何かご質問、ご意見はございますか。はい山本委員。

(山本委員)

やはり、神奈川県、特に、横浜などを歩いていると気になるのは、外国からの方、観光の方がすごく増えていると思います。参考資料2の前の見直し検討結果を見ますと、やはり、その時にもこの話は出ていて、いろいろなところに外国の方の対応が盛り込まれているのですが、こういったものは、オリンピックに向けても積極的に進めていただけたらと思います。まったく何も情報を持たずに外国の方が来て、それでソーシャルメディアで話題になっているところに行きたいと思って、少し日本の観光客とは違う行動をとられたりするという事もあると聞いております。そういった意味でも、是非お考えいただければと思います。

(玉巻座長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

先程私が申し上げましたように、非常にすっきりするのは、条例廃止というのが一つの極端な例としてあるかと思っています。もう一つは、法律を上回る規制をきちっと整備していく。その両極があって、その中間をどういうふう考えていくのか。その辺り、皆様の個人的な見解、今の感想的な意見でも述べていただければと思うのですが、別に多数決をここで決めるということではありませんのでいかがでしょうか。曾根委員どうぞ。

(曾根委員)

今の資料の3ページ目のところで確認なのですけれども、要するに第一段階の一部施行のところでは、特段対応はしない。そのあと、第二段階の施行については、法律に並ぶよ

うにある意味機械的に条例の改正をするということですか。

(玉巻座長)

法律にある部分は削除する改正をするということです。

(曾根委員)

それで、第三段階の施行にあたって、今日の議論でもいろいろあったように、では、神奈川県条例をどうしていくか。改めて検討して超えるのかどうかということを含めてやっていくという。その第三段階のところを来年度検討するということですか。

(玉巻座長)

ただ、世の中の動きが速いので、ひょっとすると今年度中末期にやらなければならないこともあるかもしれないという認識でいけばよろしいかと思います。

(健康増進課長)

委員ご指摘のとおりでございまして、第一段階は、特段の対応はないということございまして、第二段階に関しては、学校、病院、児童福祉施設、行政機関については、県の条例ですと、屋内喫煙所の設置が認められているのですけれども、それが法律ではできませんので、そこは削除しないと整合性が取れなくなることになります。第三段階に関しまして、どうするかというのがございまして、時期に関しては、玉巻座長が言われるとおり、もしかしたら早まるかもしれませんが、県民意識調査等の結果も踏まえたうえで皆様にご議論いただきたいなと考えております。

(望月委員)

それに関して、今の説明でクリアになったのですけれども、そうすると県民意識調査等の結果を踏まえるとすると、結局今までもそうだったのですが、この委員会に提示されたものは変えることができない。直前で、もう出来上がったものを見せられて、そこであれこれ言っても、もう結果ありきになっているのではないかと思うのです。今回もこのスケジュールを見ますと、9月に実施するというと本当は、今日調査項目が提示されていれば、それを次の、あるいはその次のステップに向けて県民の方のご意見を聞くというふうに意見を申し上げることができたと思います。それがないということは、結局前もその辺をご指摘したら、県の方で継続性の観点からということで、あまり変えずに同じものをフォローしてきたことがあるので、変更があっても、若干項目が付け加えられたくらいだったのです。この県民意識調査というのは、何に利用されようとしているのか、本当にこの次、第二段階、第三段階という時に県民の方も、事業者の方も関心のあることであると思うし、ここを上手な調査設計、本音が聞けるようなもので、どういう政策的な措置をとるのかというような材料になるようなデータでないと、大変な費用がかかるのであろうし、大変な労力で調査されていると思うのですけれども、ほとんど活かされないような感じがします。9月の実施まで1か月少ししかないのに、8月の間に調査票ができていけば、メールでもいいのですが是非見せていただければと思います。その内容についても、何を論点として県民の方たちの意見を浮かび上がらせるのかというのを明確にしないとぼやけてしまうし、設問の順序で回答者も変わりますのでその辺をどうやって県は考えられているのかと思います。

(玉巻座長)

よろしいでしょうか。飯島委員どうぞ。

(飯島委員)

これ見ると皆法律、法律となっておりますので、逆に言うと、県議会の方で要らないのではないかと提案がされて廃案になってしまったら、それで終わりになってしまうのですよね。逆に玉巻座長が言われたように、県西には、政令市の保健所がないからいいけれども、政令市でやれば、人口の半分以上は、神奈川県でおさえられないのだから、折角いままでやってきたものが、国が法律をつくったから、神奈川県条例は、もういいのでは

ないかと。例えば、県議会の方で提案して、廃案になったならば、検討会はなくてもいいのですよね。順序だてて言えば。例えば、法律ができれば、座長が言われたようにそれはそれで一回解散するという考え方があってもいいと思うのです。逆にいうと一回なしにして、ここからまた、オリンピックに向けて、国も一所懸命予算をつけるだろうから、県の条例は、黒岩知事が未病といっている未病の中の一部なのだから、がんにならないようにするにはどうしたらいいかということ、そこから立案してもらって、もう一回どういう方向からやったほうがいいのか考えた方がいいかもしれない。もう今までここまでやってもらって、法律までできたのだから。別にリーダーとかそういったものでもないでしょう。法律ができたのだから、もう条例はいらないのではないのかという意見が他から出てきて、廃案という提案がでたらどうなるのですか。仮定の話で答えにくいとは思いますが、申し訳ないのですけれど、ここは本音のところですから。

(健康増進課長)

仮定の話ということですが、仮にそういう提案があって県議会が可決されるということになればそうなるのかもしれませんが、この検討会に関して申し上げますと、受動喫煙防止条例の対策だけではなくて、未成年者の喫煙防止対策ですとか、卒煙サポートですとかそういったものも議題にしておりますので、議題の内容は若干そういった方向に軸足を移していくかもしれませんが、いきなり解散ということにはならないかと思えます。

(玉巻座長)

会のタイトルが、たばこ対策推進検討会ですから、条例検討会ではないので。今、望月委員が言われたことは非常に重要なことで、資料4のところの概要のところ、意識調査にせよ、施設調査にせよ、ウ(5)のところ、具体的にどういう質問をいれるかですね。もう調査票が出来上がっているという状態でこれを聞かれてもしょうがないのですけれども、まだ、これから質問項目を精査するのであれば、法律がこういうふうにできました。県条例はこうですよ。その関係性についてどう思いますか。もうこれだったらいらぬよとか、もっと厳しくしろとか、そういうような答えが出てくるような質問項目も新たな質問として社会情勢が変わったのだから入ってもいいのだろうというものがあると思うのですけれども、もちろんこれは条例ができてからずっとやっている調査ですから、連続性、継続性を担保するために、必ず聞かないといけない項目もあるであろうし、そういう話かと思えます。その辺りは望月委員のみならず、皆様各委員もどういう質問項目でどういう調査をするのかというのは、関心がおありでしょうから、現状どんな感じに進んでいるのかということをおひとこと紹介してもらってもいいかと思えますけれども、現状もう質問票はほとんどできているのでしょうか。

(事務局)

実際こちらの調査につきましては、昨年の10月頃に皆様のところへ一旦ご意向をお伺いさせていただいて、当時そういった議論もあった中で、実際に法律ができる上での項目をどうしたらいいのかという点については、もちろん内部で議論させていただいたのですけれども、やはり10月くらいからステップを踏んでいかないと、もちろん行政が遅いと言われればそれまでなのですが、県民に対するこれだけ大きい調査を行うに際しては、いくつかのステップを踏んできて、いろいろな委員会にもかけるステップがございまして、そのステップを踏んできている中で、項目を整理させていただいていると、そうすると法律の動きを反映した項目の設定というのが当時できなかったというのが、実際にはございます。その中で、法案が確定して、現状の一斉調査が行われるところでございます。ただ、従来の中でも、県に期待することとか、項目の中でも条例の規制内容をもっと厳しくするだとか、現行の動向に反映できる項目も含まれておりますのでそういうところについては、現在の国、県の動向を各県民の方々が意識する中で答えていただければある程度把握できるのではないかと考えているところです。

(玉巻座長)

わかりました。そうしますと、もう資料4の話に入っておりますので、このあたりは、簡単に事務局からご案内いただけますか。それを聞いたうえで各委員のご意見を述べていただければと思います。

(事務局)

* 事務局から、(4)平成30年度受動喫煙に関する県民意識調査及び施設調査について、資料4を説明。

(玉巻座長)

ありがとうございます。こういうかたちで県民調査を行うことになっていて、もう質問項目は動かせないようではありますが、皆様からなにかご意見ございましたらどうぞ。

(望月委員)

前回の調査が、平成27年度でしたか今インターネットで検討会の資料にもあったなと振り返りながら思い出したのですけれども、前回の調査から、例えば、受動喫煙という認知度も減っていたり、いろいろな項目が悪化しているというのが分かります。調査というのは、モニターなので、モニターしてそれをどう評価するかというのは、セットだと思うのです。どういうトレンドでどう変化してきたのか、何をやったからこうなったのか、何をやらなかったからこうなのかということとをきちんと調査から読み取れるものを共有していただくなり、こういうところに出していただいて、それを分析することが、次につながると思います。調査のための調査ということに終わりがちなのですけれども、そのデータを使い尽くすということは、ほとんどなされないのではもったいないと思うので、少なくとも前は、前々回よりも、項目は決して良くはなっていない。条例の認知も下がってきていますということとを踏まえると、今度のことで、どういうふうに動くのかということは、本当に重要なことだと思います。何にしても我々は答申するわけですので、何をリターンとするのか、あるいはその量が足りないのか、情報が足りているのであれば分析をきちんとしないともったいないと思います。

(健康増進課長)

望月委員のご指摘を踏まえまして、前回、前々回も分析はさせていただいているのですが、今回もさらにしっかりと分析をさせていただいて、皆様に次の検討会で結果などができましたら、ご提示させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(玉巻座長)

他に、はい山本委員どうぞ。

(山本委員)

先程、言われていたこの条例に対して、県民意識の出る項目というのは、どこになるのでしょうか。(ウ)でそれぞれいくつか項目がありますけれども、条例を廃止にするのか、それとももっと厳しくするのかということとそれが分かるような項目というのはどれになりますか。

(事務局)

(ウ)(5)県に期待する受動喫煙防止対策の項目と(6)今後の受動喫煙防止対策についての意見の項目が該当すると思います。

(山本委員)

予め項目が設定されているのでしたら、どこまでクリアにここでの議論のエビデンスになるくらいクリアに意見ができるかが非常に気になるころなので、この意識調査というのはいろいろな段階を経て、最後の段階だから変更できないということでしたら、別の方法でソーシャルメディアを使うなり、いろいろなイベントで皆さんの意見を聴いてみるなり、他の方法でもいいので、何か方法はないですかね。県民の皆さんはどう思われているのか、ここに上がってこないと私たちもそれをベースにしながら議論しないといけないと思うの

です。勝手にこうだというよりは、むしろ神奈川県ของ皆さんはどう思われているのか、非常に気になるところなのです。その生の声が上がってくるような手段があればいいと思います。

(玉巻座長)

どういう手段がいいでしょうね。

(山本委員)

FacebookとかTwitterとか公式なアカウントとかもたれているのであれば、意見をどうですかと聴いてみるのもいいのではないのでしょうか。それも、使っている人に限定されてしまうのですけれども、そこだけ非常に残念なところではあるのですけれど。

(玉巻座長)

普遍性が担保されないのですかね。

(望月委員)

でも回収率は半分くらいで低いので。

(玉巻座長)

半分というと良い方だと思いますが。

(望月委員)

でも行政としては半分なので、そこで限界があるとしたら、それを補完するものとして他の手段で補うと。私が厚生省にいたころは、回収率実質92%を達成しましたので、調査の仕方だと思うのです。調査員を派遣して、訪問留め置き回収をやったら脅威の回収率があって、やはりそれは調査方法の工夫というか。

(玉巻座長)

予算もありますね。

(望月委員)

回収率が上がったらまた、全然違う装いもでてきますので。そうすると逆転するかもしれないので、今まで答えなかった喫煙者の方や関心のなかった非喫煙者の方の声が出てくるかもしれない。この調査も本当に同じやり方でやったとしても、山本委員が言われるように、別のもっとn(母数)が少なくてもいいのですけれども、補完するような実態を我々がリアルにわかるような、あるいはとてもハイリスクで困難地域とか、困難事業者の生の声を聴くとか、補完的にやらないと次がでてこないのではないかと。

(玉巻座長)

言われることはそのとおりなのですが、質問項目も県の統計関係の審査会というところでもチェック済なので、変更するとまたそこに差し戻しになるとのことです。今回の調査は、もはや動きようがないということなので、次回以降のこととして。

(飯島委員)

今度、やるならもう少し前に我々に意見を教えてくれということですね。

(望月委員)

それは前々から言っていることですが、タイミングなのだと思います。

(飯島委員)

もっと早くてもいいのだから、あれだけ前に日程調整してくれるのだから、もっと前に出してくれたらいいのです。

(玉巻座長)

ただ今回の質問項目は、昨年、各委員に案が送られていて、それについて我々は答えてはいるのです。ただその時には、今のように東京都や健康増進法が動くことが、およそ想定外であったので。

(飯島委員)

でも、その時には頼まれて厚生労働省に行っているはずだから、法律をつくるのだから

1年以上前からやらないとできないのでしょうから。オリンピックに向けてつくっているのですから、知っていたのではないのですか。神奈川県しか条例がないのですから、47都道府県あって、厚生労働省は困ったら神奈川県にお願いしにくるはずでしょう。条例を見せてくれとか説明しに行っているはずだから。それに基づいていれば我々にもできるはずです。予想ですけど法律はこういうふうになるそうだから、もしよろしければ、先生何か意見ありますか。駄目だったら落とせばいいのだから、それはやりかたなのです。先生も言われたように。

(玉巻座長)

ただ、去年の夏の時点では、春に厚生労働省が出した案がもののみごとに全否定されてしまっておりますので、その直後なのです。質問項目をつくっているのが、あの時点で厚生労働省は撤退してしまう可能性が高かったから。

(飯島委員)

随分いじめられていたものですよ、でも法律はできた。どうかたちにせよ。

(玉巻座長)

でも大臣を差し替えて、内容を撤退させたから成立したという話もあるので。それを今言ってもしょうがないので、先に向けた積極的な皆様のご意見として、事務当局に正面から受け止めていただきたいというふうに希望を述べるしかないかと思います。

(健康増進課長)

ありがとうございます。次回以降対応させていただければと思います。

(玉巻座長)

そうしますと、予定時間を10分程超過しているのですが、この際ですので、次いつかということもまだ決まっておられませんし目途も立たないので、この際ということで、私が少し延長の判断をさせていただいて、積極的にこの機にどんなことでも結構ですので、順不同でご発言いただければと思います。いかがでしょうか。まだ、ご発言があまりない方を中心にももちろん、発言済みの方でももちろん結構ですが。はい、笹生委員。

(笹生委員)

神奈川県条例の一番の特徴は、加熱式たばこもたばこと同じに扱っているというのが一番大きなところだと思うのですが、加熱式たばこでもニコチンは、ほとんど出てくるし、他の有害物質も出てくるということなので、その辺をしっかりと頑張って、維持して欲しいなと私は思っております。以上です。

(玉巻座長)

他にいかがでしょうか。それでは曾根委員。

(曾根委員)

最初にも申し上げましたが、神奈川県というのは、観光県でもありまして、私が最初に係わったころに比べると何倍にも観光客が増えていて、彼らの常識は、おそらくその国々の常識で、おそらく日本よりは厳しい。日本は世界的にみると最低ランクだと思いますので、そういった方々が発言して、悪い評判というのはあっという間に広がっていくところなので、そういったところも考慮して、観光立県としての態度というか、姿勢というの、住民はもちろん大切ですが、そういったところも重視していくと、いろいろな方を巻き込んでいけるのかなと感じています。

(玉巻座長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(山本委員)

やはり、神奈川県条例は、先頭きってできたわけですが、国の法律や東京都の条例の中身がどんどん広がっていくと思うのです。そこで、それに対して神奈川県の方々はどう考えておられるのか、次の検討会の時までには何らかのかたちで知りたいのです。ここ

で私たちが議論して方向性を示すのもいいのですけれども、この神奈川県条例がある限り、そこに従わなければならない方々は、どう思われているのか、そういうご意見が、代表値の問題もあるのかもしれないのですけれど、代表制の問題は、いろいろな社会調査をやる際にどうしても出てきます。でも、どう思われているのかというのがある程度わからないとやはり気になるところなのです。もっと厳しくしてくれと思う人もいるかもしれない。でも、国で法律をつくるのであれば、それに従ってしまえばという人もいるかもしれない。その辺りを訊きたい面があるのです。それをどうやってやったらいいか。やはり代表性の問題がどうしても付きまとうので、どうしたらよいかというのが非常に気になります。

(玉巻座長)

電通大で、山本委員を筆頭研究者にやってみたらいかがですか。

(山本委員)

そうですね。それだと民間の財団でもいいかもしれませんね。

(玉巻座長)

他に何かないでしょうか。特にもうございませんか。よろしいですか。

(望月委員)

はい。神奈川県は、大学が多い県です。70校程度あると思います。なので、さっきのどういう人達の声を知りたいかということです。観光客もそうだし、神奈川県で生まれていなくても、在学の人達の声つまり、次の世代の人達をどういうふう育成するかというのは、チャンスでもあるかと思うので、その人達に何をやるのかということで、調査なのか、巻き込んでキャンペーンだとか、前の松沢知事の際は、企画コンペのようなものを作って、大学生がいろいろなことをやっていました。そういったところで県民の意識をもう一度高揚させる。そして、その調査が9月ですけども、その前に盛り上げていくということもあると思うのです。神奈川にいろいろなご縁で勤めたり、学んだり、生まれた人たちに、県民の一員として誇りを持っていただけるような、その中にはもしかしたらかつては抵抗勢力として、反対の意見を言っていた方達もいらっしゃると思うのです。そういう県民愛のようなものを掻き立てるような、そういう先頭を若い世代に担っていただけるとローコストでできるのではないかと。大学または大学の先生のイニシアチブでやってみるといふキャンペーンもしかけてもいいのではないかと思います。例えば、広告代理店を使ってというと、大きな予算なのですけれども、大学生の中で考えてもらうとか、文化祭でやってもらうなり、それを70校程の大学生のネットワークは既にあるかと思うので、それを使ったらどうかと思います。医学部は、沢山ありますので、まずは、保健医療の関係からでもいいかと思えます。最後に、次の世代を中心に考えてもらうということが大事なかなと思いました。

(玉巻座長)

ありがとうございます。条例廃止というドラスティックなことは、政治的にもできないであろうし、中々一歩二歩進むというのも難しいであろうし、県当局としては、非常に板挟みみたいな状況に置かれるのではと思うのです。そのような観点から言うと、法律でも条例でも、ともに同じような規制の部分というのは、要するに別に積極的になくさなくてもいいのです。放置したままでもかまわないのですが、そうすると大半は、放置したまま残せる。そういう意味では、廃止しなくてもかまわないかもしれないけれども、ただ、法令に抵触する部分については、廃止するしかない。あとプラスアルファの改正をするか。こういうふうなかたちにおそらく考えていくのかと思います。各委員から、積極的にご発言になる部分がこれ以上ないようであれば、17分程本日延びているのですが、この程度にとどめたいと思いますがいかがですか。よろしいですか。では事務局から何かございますか。

(事務局)

特にございません。次回の会議の日程につきましては、また、事前に皆様のスケジュールの調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(玉巻座長)

それでは、本日長時間に渡り活発なご議論をいただきありがとうございました。本日はこれにて終了することといたします。私が少し話すぎましたと反省しております。

それでは、本日の検討会はこれにて散会することといたします。皆様どうもありがとうございました。